

介護ベッドに関する事故に注意

～ 毎年死亡事故が発生しています ～

消費者庁の事故情報データベースに寄せられた報告は、令和2年7月末までの5年間で36件。そのうち21件が死亡事故でした。

毎年5件程度、死亡事故または1か月以上の重傷事故が発生しています。



【事例①】

施設で使用者が介護ベッド用手すり
と介護ベッドの間に首が挟まった状態で
発見され、病院に搬送後、死亡が確認された。
(平成30年10月発生 80代女性)

【事例②】

介護ベッド用手すりの隙間に右腕が挟
まった状態で発見され、負傷していた。
(令和元年12月発生 50代男性)

消費生活



通信

2月
vol.124

〒役場町民課

消費生活センター

☎27-1958(直通)

※来所の際は事前にお電話
頂けると確実です

悲しい事故を防ぐために

1. すき間に注意！

- ✓ ベッドや手すりの組み合わせによっては、すき間が大きくなり、頭や首、手足が入り込みます。すき間を埋める対応品、全体を覆うカバーやクッションなどですき間を埋めて使用しましょう。
- ✓ 平成21年にJIS(*)が改正され、ベッド用手すりのすき間の見直しなどが行われています。古いベッドをお使いの方は特に注意しましょう。

2. 転倒に注意！

- ✓ ベッド周りは常に整理整頓し、利用者が無理な姿勢を取っていないか確認しましょう。

3. ベッド操作に注意！

- ✓ 電動ベッドにより、ベッドと床との間や、手すりとマットレスの間に挟まる事故も発生しています。手元スイッチは安全な場所に置き、利用者の手足の位置を確認してから動かしましょう。

(*) JIS … 日本の工業製品に関する規格や、測定法などが定められた国家規格

12月相談受付状況

件数	主な相談内容
6件	架空請求メール・不審なメール・定期購入・情報商材・マルチ商法

高齢者向け相談強化デー

2月18日(木)、19日(金) 午前9時～午後5時

0254-27-1958

- この日は時間を延長して相談を実施します。
- 通常通り、どの年代の方からのご相談もお受けします。